

平成24年第1回岐阜県議会定例会は2月24日に開会し、2月28日に特別委員会を開催。3月7日からの3日間と3月14日に一般質問が行われ、私は3月14日に質問を行いました。また3月12日に平成23年度補正予算案を審議する常任委員会、3月16日に平成24年度一般会計当初予算案などを審議する常任委員会を行い、3月22日に全ての提出議案が可決され、閉会となりました。私の一般質問の概略は以下の通りです。



① 「清流の国ぎふ」づくりの推進と清流ミナモの活用について

- 本年秋に開催されるぎふ清流国体・ぎふ清流大会が終わった後も、岐阜県活性化のシンボルとして期待できる「清流ミナモ」を、清流の国ぎふづくりの推進と合わせ、どのように活用していくのか



答弁) 環境生活部次長・環境担当(要旨)

- 清流ミナモは、昨年7月の発表以来、清流の国ぎふづくりのシンボルとして、のぼりやリーフレットはもちろん、環境関連イベントのチラシなど様々な活用を図っている。昨年9月には、県とファミリーマートの包括協定1周年記念キャンペーンにおいて、岐阜県食材を使用した新商品のパッケージに清流ミナモが使用され、県内外のファミリーマートで販売された。今後は、こうした清流の国ぎふづくりに協賛する企業や団体が行う事業への、清流ミナモの活用を進めていくほか、国体等のイベント会場にPRブースやのぼりを設置し、「清流ミナモ隊」と名づけたPRスタッフにより、県内外からの参加者に、清流の国ぎふづくりをアピールしていく。また、市町村やNPO等が開催する環境フェアなどの各種イベントにおいても、清流ミナモが活用されるよう積極的に働きかけていく。

② ろぎふ清流国体・清流大会を活用した、県産農産物のPRについて

- 全国から多くの選手や大会関係者、お客様が集まるぎふ清流国体・清流大会において、岐阜県産の農産物のPRを積極的に行っていくことが必要であり、絶好のチャンスである。どのように県産農産物をPRしていくのか

答弁) 農政部長(要旨)

- 両大会の開催に向け、県産農産物の魅力を高めるため、県と生産者団体が一体となって、飛騨牛、富有柿に続く新たなブランドとして、フランネルフラワーや霜降り豚肉など9品目の開発を行ってきた。両大会では、これらの新品目を中心に県産農産物の魅力を大いにPRしたい。まずは、大会直前の7月から9月にかけて、「国体応援フェア」を岐阜駅周辺で開催し、県民へのお披露目とともに、生産者の取り組み機運の盛り上げを図っていく。また、大会開催中には、全国から集まる選手・関係者等をおもてなしするため、レセプションでの食材利用や花飾り、競技会場での展示販売に取り組むほか、開閉会式、競技会での国体弁当や、女性農業者グループが販売する国体応援弁当、選手の民泊家庭での食事などに地域特産物の活用を図る。さらに、大会終了後においても引き続き、新品目の生産拡大、県内や大都市圏への流通体制の整備を支援し、両大会を通じて高まった生産者の意欲を産地づくりにつなげ、魅力ある農村・強い農業づくりを進めていく。

③ 胆道閉鎖症の早期発見の取り組みについて

- 肝臓と十二指腸をつなぐ胆管が詰まって、胆汁が流れなくなる新生児に見られる胆道閉鎖症は、原因不明のため早期に発見し手術をしないと、2,3歳まで生きられない場合が多い。

目に見える特徴的な症状は、白っぽい色の便が出ることだが、その見極めが難しい。こうした中、本年4月から厚生労働省の省令が改正され、母子手帳に赤ちゃんの便の色を7色の見本で示し、胆道閉鎖症特有の便に該当する場合は、小児科を受診するよう促される。本県ではこの取り組みは、既に7年前の平成16年度から、県下の全市町村で展開されているが、全国展開されることを受けて、保護者、市町村の行政機関、医師・看護師・助産師などの医療機関に、どのように周知させ、胆道閉鎖症の早期発見に、どう取り組むのか



答弁) 健康福祉部長(要旨)

- 保護者から相談のあった子どもを、適切に治療機関につなげるよう、保健・医療関係者に対して、母子保健関係者研修会等の機会に啓発を行うとともに、市町村で母子健康手帳を交付する時などに、保護者に対して、早期発見の重要性と便色カードの使用方法を周知するよう、一層徹底をしていく。

④ 自殺原因の4割を占めるとされる、うつ病等の早期発見の取り組みについて

うつ病等の早期発見の取り組みとして、

- 市町村が行う取り組みを、県はどのように支援しているのか
- 内科医と精神科医が連携し、地域のかかりつけ医師から、必要に応じ適切に精神科医につなげられる仕組みをどう構築するのか
- うつ病の早期受診を促すため、どう取り組みむのか

答弁) 健康福祉部長(要旨)

- 県では、平成21年7月に「岐阜県地域自殺対策緊急強化基金」を設置し、自殺予防対策に取り組んでいる市町村を対象に、補助金を交付している。21年度の補助対象は3市町だったが、23年度は15市町まで拡大。

さらに、24年度においては39市町村が補助金等を活用し、「うつ病」に関するパンフレットの配布、自殺予防講演会の開催、中学生が命の大切さを再認識する授業を行う等、自殺予防対策の事業がほぼ県内全域で実施される見込み。

- 自殺を図った方の多くは、その直前に「うつ病」の状態にあったことが指摘されており、その多くは、まず最初にかかりつけ医に相談することから、県では平成19年度から、地域のかかりつけ医を対象として、うつ病の状態にある患者やその家族からの悩みを聞き取って、専門医へつなぐことを目的とした研修会を毎年実施している。

また今年度から、保健所ごとに地域の内科を中心とした「かかりつけ医」と「精神科医」とをメンバーとする会議を開催。日常的な連携体制を構築するために、取り組むべき事項について検討している。

- 「うつ病」の疑われる方を、より早く検診へ繋げるためには、家族や同僚など身の回りの方が、本人が出すサインに気づいて、相談窓口や医療機関などへ繋ぐゲートキーパーの役割が重要で、効果的ある。23年度は、より多くの県民に、ゲートキーパーとしての知識を習得し、実際に活動して頂くために、精神保健福祉協会と共同で、圏域ごとのゲートキーパー養成講座を開催し、新たに作成したゲートキーパー取組手帳を配布。研修を実施してその養成に取り組んだ。県内5圏域で開催し、約950名の参加があった。24年度も引き続き、ゲートキーパー養成講座を実施し、県民との協働による自殺予防体制を構築したい。

